

第 1 審査会の結論

広島県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成30年6月5日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「〇〇（以下『本件特定個人』という。）が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下『公選法』という。）違反に付き発言した事又は存在する全ての文書（以下『本件請求文書』という。）」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年6月14日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年6月18日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

公選法違反につき県警本部にたびたび〇〇され、実施機関が職務として本件特定個人本人及び後援会代表者から事情を聴かず業務を行わない理由はない。よって文書は存在する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件特定個人の公選法違反に関する事実について、実施機関は特段の通報を受けておらず、同人を含む関係人から発言を聴取することはなかったため、本件請求文書は存在しない。

以上のとおり、本件請求文書は存在しないため、実施機関の行った本件処分は妥当

である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件特定個人が公選法違反につき発言したことに関する文書及び存在する全ての文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、実施機関がその職務として公選法違反について本件特定個人及び後援会代表者から事情を聴いているはずであるから文書は存在する旨主張する。これに対し、実施機関は、本件特定個人の公選法違反に関する事実について特段通報を受けておらず、同人を含む関係人から発言を聴取していないため文書は存在しない旨説明し、本件請求文書を保有していないとして本件処分を行ったため、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において、実施機関では公選法違反に係る事実をどのような方法により把握し、当該違反に対しどのような措置が取られるのか実施機関に確認したところ、通報により把握し、同法違反に対する措置については、公選法第7条により警察等が同法違反に関する取締を行うこととされており、実施機関は取締やそのための捜査権限を有していないことから、通報を受けた場合は、直接警察に通報するよう促すか、又は具体的な状況、場所等を聴取した上で、その内容を警察に情報提供することとなるとのことであった。

また、看板等の文書図画に係る公選法違反に関しては、公選法第147条に、都道府県選挙管理委員会は文書図画の撤去命令を行うことができる旨規定されているが、一般的には、通報者は直ちに違反物件が撤去されるよう警察による取締を望む場合が多く、上記と同様、直接警察に通報するよう促すか、又は警察への情報提供を行うこととなるとのことであった。

そこで、本件特定個人の公選法違反に関し、実施機関において警察への情報提供を行った事実及び文書図画の撤去命令を行った事実はないか当審査会において実施機関に確認したところ、そのような事実はないとのことであった。

また、実施機関における文書事務の処理等について定められた広島県選挙管理委員会事務局処務細則（昭和36年広島県選挙管理委員会訓令第1号）第11条において、電話又は口頭で受理した事案は、伝言票に記載し、取り扱わなければならないとされていることから、本件特定個人の公選法違反に関し伝言票を作成した事実はないか確認したところ、そのような事実はないとのことであった。

実施機関は、公選法第5条に基づき、選挙の執行等選挙事務の管理を行っているが、公選法違反に関する取締については権限を有していないこと、実施機関において本件特定個人の公選法違反に関し伝言票は作成されておらず、警察への情報提供が行われた事実もないこと、さらに、実施機関において文書図画の撤去命令を行った事実はないことを踏まえると、本件特定個人の公選法違反に関する事実について特段通報を受けておらず、同人を含む関係人から発言を聴取していないため文書は存在しないとの

実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書は存在しないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 8. 29	・ 諮問を受けた。
30. 10. 31 (平成30年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 11. 30 (平成30年度第8回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授